

高知県伝統的工芸品産業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県伝統的工芸品産業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、伝統的工芸品の振興を図るため、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）の規定による振興計画の認定を受けた組合、団体及び事業者等が行う後継者育成や需要開拓等の事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる事業であって、国の伝統的工芸品産業支援補助金（以下「国庫補助金」という。）の交付を受けて実施する、伝統的工芸品の振興に資する事業とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、伝産法の規定による振興計画の認定を受けている高知県土佐刃物連合協同組合とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 第3条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率等については、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団という。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等という。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税又は県に対する税外未収金債務を滞納しているとき。

2 知事は、補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第3号様式による補助金交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受

けなければならない。

- (1) 別表に定める各事業に配分された額を変更しようとするとき。ただし、各事業の配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったとき。
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、変更交付決定通知書を当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 知事は、補助金の変更交付の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助金の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による事業中止（廃止）申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合には、この金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実施効果の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度の終了後30日以内に当該事業の実施効果について、別記第8号様式により、知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する報告)

第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、別記第9号様式により、知事に報告しなければならない。

(収益納付)

第17条 知事は、前条の規定により提出された報告書を審査し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、当該補助事業に基づく産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認められる場合、当該補助事業者に対し、交付した補助金の総額を上限として、知事が別に定める金額の納付を命ずることができる。

(グリーン購入等)

第18条 各事業実施主体は補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

2 各事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に基づき県内事業者から物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第10条、第11条第3項、第14条から第17条まで及び第19条の規定は、この要綱が廃止された以後もその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、改正後の規定については令和6年度以降の補助申請から適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条、第8条） 高知県伝統的工芸品産業支援事業費補助金 各事業の補助対象経費について

事業名	事業内容（例）	補助対象経費		補助率	補助限度額
1-① 後継者・従事者育成事業	従事者の技術力向上等を目的とした研修事業等	研修講師謝金	講師謝金	補助対象経費から国庫補助金額を除いた金額の2分の1以内。ただし、補助対象経費の6分の1以内の額を上限とする。	高知県土佐刃物連合協同組合 91万円以下
		研修講師旅費	講師旅費		
		研修旅費	研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る。）		
		研修教材等諸費	テキスト代（資料作成・印刷費、資料コピー費及び教材用図書購入費）、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本及び完成品を含む。）、アルバイト賃金、保険料及び機器・道具類借料		
1-② 若年層等後継者創出育成事業	将来の従事者の育成・確保を目的とした研修事業・製作体験事業等	研修講師謝金	講師謝金		
		研修講師旅費	講師旅費		
		職員旅費	事務局員打合せ旅費		
		研修旅費	研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る。）		

		実習・指導費等	実施要領作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、実習に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、資料コピー費、実習工房等借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本及び完成品を含む。）、機器・道具類借料、車両借上料（複数の実習会場間の移動に限る。）、アルバイト賃金、保険料及び報告書作成費		
		広報費	募集案内・ポスター作成費又は委託・外注費及び発送費		
2 技術・技法の記録収集・保存事業	伝統的な技術・技法の記録・保存を目的とした資料作成事業（映像・文書・データベース等）	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費及び会議費		
		資料収集費	文献等購入費、作品購入費及び文献等借料		
		記録メディア等、記録文献作成費	専門家謝金、印刷製本費、記録メディア等・記録文献作成費及び委託・外注費		
3 原材料確保対策事業	原材料の安定確保を目的とした調査事業（将来	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費及び会議費		
		研究会費	研究員謝金、研究員旅費、会場費及び会議費		

	的な供給状況や代替材料の調査等)	原材料開発研究調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調査費及び委託・外注費		
4 需要開拓事業	普及啓発及び販路開拓等を目的とした事業（展示会・実演会・製作体験・コンクールの実施等）	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費及び会議費		
		展示会開催等 事前準備費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費及び翻訳費		
		展示会開催等 事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、委託・外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費並びに原材料費（必要最小限の量）		
		展示会等成果 検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費及び翻訳費		

5 意匠開発事業	商品開発及び販路開拓等を目的とした事業（デザイナー等専門家を活用した新商品開発及び求評会の実施等）	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費及び会議費		
		意匠開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家委託・外注費（デザイン費等）、専門家旅費及び新商品試作費		
		求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳印刷及び広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、外注費、アルバイト賃金及び保険料		
		求評会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アルバイト賃金、印刷費、報告書作成費及び翻訳費		

※上記各事業についてはECサイト等Web上での事業も対象とする。